



仕事・事業所

仕事

しごと発見プラザかつしか

➡青戸7-2-1 テクノプラザかつしか内
☎03-5680-8765 73ページ

就職活動に関する相談、個別カウンセリング、職業紹介、セミナーなどの就労支援および内職に関する相談・あっせんを行っています。

また、事業主の方に対して、人材確保などに関する相談も行っています。

【利用時間】

月～金曜日 午前10時～午後7時

第1・3土曜日 午前10時～午後5時

《内職相談あっせん》

火・木曜日 午前10時～午後4時

ホームページ <https://www.katsushika-shigoto.net/>

ハローワーク(公共職業安定所)

求人・求職の申し込みや、常用・パートタイムなどの職業紹介、職業技術専門校などへの入学あっせん、失業給付(ハローワーク墨田で受給手続きをしてください)の手続きを行っています。

➡ハローワーク墨田

墨田区江東橋2-19-12 ☎03-5669-8609

➡かつしかワークプラザ

お花茶屋1-19-18 ダイアパレスステーション
プラザお花茶屋2階 ☎03-3604-8609

ハローワーク墨田の出先機関です。求人の申し込み・失業給付の申し込みなど、一部取り扱いができない業務もあります。

➡ハローワーク足立

足立区千住1-4-1 東京芸術センター6～8階
☎03-3870-8609

➡ハローワーク上野

台東区東上野4-1-2 ☎03-3847-8609

東京しごとセンター Qwb 421

➡千代田区飯田橋3-10-3 ☎03-5211-1571

就業相談やカウンセリング、セミナー、能力開発、情報提供など、都民の雇用・就業を支援しています。

都立職業能力開発センター Qwb 424

就職をめざし、実務上必要な知識・技能を勉強するための施設です。働いている方が新しい技術や仕事に必要な知識を身に付けるための短期講習も行っています。

➡城東職業能力開発センター

足立区綾瀬5-6-1 ☎03-3605-6140

➡城東職業能力開発センター 江戸川校

江戸川区中央2-31-27 ☎03-5607-3681

東京都労働相談情報センター Qwb 425

➡東京都労働相談情報センター 亀戸事務所
江東区亀戸2-19-1カメラアプラザ7階
☎03-3682-6321

働く方や事業主のための労働相談・情報提供、セミナーの開催などを行っています。

労働基準監督署 Qwb 426

➡向島労働基準監督署 墨田区東向島4-33-13
☎03-5630-1031～3

労働基準法などの法律に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などを行っています。



起業・融資・共済

区の融資あっせん制度(概要)

Qwb 434

産業経済課 青戸7-2-1 テクノプラザかつしか内 ☎03-3838-5556 73ページ

区内の中小企業のために、事業資金の融資を低利な利率で金融機関にあっせんします。融資実行後、信用保証料や利子を区が補助します。その他の融資や申込資格・融資条件など、詳しくはお問い合わせください。

融資の種類	申込資格	
	住所要件	その他の要件
一般 (小規模)	(個人) 区内に住所または主たる事業所があること	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 限度額の範囲内で3口まで申し込み可能 ▷ 既に一般融資および借換融資を受けている場合は、元金償還を開始していること ▷ 区内に住所(法人は本店登記)有で申し込む場合、主たる事業所は都内に限る
借換 (小規模)	(法人) 区内に本店登記または主たる事業所があること	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 一般融資の要件を満たしているもの ▷ 元金償還を開始した葛飾区中小企業融資の融資残高を繰上完済することを条件に借換えるもの ▷ 申込金融機関は上記融資の返済残高のある金融機関と同一に限る ▷ 借換融資・債務一本化融資・不況対策資金借換融資の借換えはできない
緊急資金 (指定不況業種)		<ul style="list-style-type: none"> ▷ 指定不況業種(※)を営むものでセーフティーネット保証制度5号認定を受けたもの ※ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき経済産業大臣が指定した業種 ▷ 限度額の範囲内で3口まで申し込み可能 ▷ 既に緊急資金融資・債務一本化融資・不況対策資金融資(借換を含む)を利用している場合は、元金償還を開始していること
不況対策資金 (小規模)	(個人) 区内に住所と主たる事業所があること (法人) 区内に本店登記と主たる事業所があること	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 次のいずれかに該当すること ① 直近3カ月ないし6カ月、または1年間の合計売上高が前年同期と比べて減少していること ② 直近3カ月の平均売上総利益率または平均営業利益率が前年同期と比べて減少していること ただし、上記各利益率の算出が困難な場合は直近期とその前期の決算書における各利益率に置き換えることができる ▷ 限度額の範囲内で3口まで申し込み可能 ▷ 既に緊急資金融資・債務一本化融資・不況対策資金融資(借換を含む)を受けている方は、元金償還を開始していること
不況対策資金借換 (小規模)		<ul style="list-style-type: none"> ▷ 不況対策資金融資の要件を満たしているもの ▷ 不況対策資金融資・緊急資金融資の融資残高を繰上完済することを条件に借換えるもの ▷ 申込金融機関は上記融資の返済残高がある金融機関と同一に限る
起業家支援	(個人) 区内に主たる事業所を置くこと	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 過去5年以内に個人事業主または法人の代表者であった方は対象外 ▷ 既に起業している場合は、区内に起業後2年以内であること
創業支援	(法人) 区内に本店登記と主たる事業所を置くこと	▷ 起業家支援融資の申込資格に加え、特定創業支援等事業による支援(創業塾)を受けていること
事業承継支援 (小規模)	(個人) 区内に住所と主たる事業所があること (法人) 区内に本店登記と主たる事業所があること	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当すること。 ① 事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。 ② 事業を継承した日から5年未満で、事業計画を策定し承継後の経営の安定化等に取り組むこと。 ③ 経営承継円滑化法に係る東京都知事の認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項に係る認定)を受けていること。

起業家支援融資・創業支援融資を除き、いずれの融資も区内で1年以上事業を営んでいることが条件です。

この他にもさまざまな種類の融資があります。

詳しくは、区ホームページや産業経済課で配布をしているパンフレットなどをご覧ください。



中小企業勤労者生活資金 wb 428

産業経済課 青戸7-2-1 テクノプラザかつしか内
☎03-3838-5556 73ページ

教育費・医療費・出産費・冠婚葬祭費・増改築費・転居費など、臨時に必要な資金の融資を中央労働金庫にあっせんします。

【利用できる方】

中小企業に引き続き1年以上勤務している区内在住または在勤の方か、区内で専門的家内労働に引き続き1年以上従事している方

【融資限度額】

100万円(出産費・転居費は50万円)以内

【利率】 1.6%(令和3年10月現在)

【保証人】

(一社)日本労働者信用基金協会の信用保証が必要

中小企業退職金共済制度 wb 429

独 勤労者退職金共済機構中退共本部
豊島区東池袋1-24-1 ☎03-6907-1234

中小企業で働く従業員を対象とした、国の退職金制度です。パートタイマーなどの方も加入できます。
▷ホームページ

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

▷新規加入契約をした区内の中小企業事業主に対し掛金の一部を区が補助します。

産業経済課 青戸7-2-1 テクノプラザかつしか内
☎03-3838-5556

中小企業勤労者福利共済

葛飾区中小企業勤労者福利共済会
青戸7-2-1テクノプラザかつしか内
☎03-3838-5552

区内の中小企業の従業員や事業主の方の福利厚生
の向上を図ります。

【入会できる方】

▷区内の中小企業の事業所や商店で働く従業員と事業主の方(区外在住の方も可)

▷区内在住で、中小企業や商店で働く従業員の方

【入会金】 1人200円

【会費】 1人月額500円

【サービス内容】

▷給付金の支給(各種祝金、見舞金、弔慰金など)
▷施設の割引利用(宿泊施設、日帰り温泉施設、遊園地など)

▷各種チケット割引のあっせん

▷レクリエーション(バスハイクなど)

東四つ木工場ビル wb 431

産業経済課 ☎03-3838-5554

製造業を営む企業の入居施設です。業種に制限があります。部屋の広さによって使用料は異なります。詳しくはお問い合わせください。

【所在地】

東四つ木1-22-1 鉄筋コンクリート造4階建25室
(62~128㎡)

【入居期間】 3年間(3回更新可)

新小岩創業支援施設 wb 432

産業経済課 ☎03-3838-5554

創業をめざすもの、および創業後まもない事業活動の拠点とする施設です。業種に制限があります。部屋の広さによって使用料は異なります。詳しくはお問い合わせください。

【所在地】

新小岩3-25-1 旧松南小学校2階 14室(33.75㎡
12室・67.5㎡ 2室)

【入居期間】 3年間

東京都の融資制度

東京都産業労働局金融部金融課
☎03-5320-4877

金融の手助け wb 434

東京信用保証協会葛飾支店 青戸7-2-5東京都城東
地域中小企業振興センター内 ☎03-5680-0801

中小企業が事業資金を借りるときや、特定社債を発行するときに、その保証人となり、借入と経営を支援します。

信用保証に関する相談も随時受け付けています。

【保証限度額】

▷普通保証 2億円以内

▷無担保保証 8千万円以内

政府の施策に応じた特別保証制度もご利用いただけます。

【責任共有外保証料率】

0.30~2.20%

【責任共有保証料率】

0.20~1.90%

一部割引料率が適用される場合があります。

決算書などの資料をお持ちいただければ具体的な相談ができます。



区長・議員

議案(条例・意見書等)

・議案提案権は区長と議員双方にあります。

本会議

開会→議案説明→質疑→委員会付託→討論→採決

- ・本会議を開くには議員定数の半分以上の出席が必要です。
- ・議案提出者から、提案理由の説明があります。
- ・議員が議案について質疑をします。
- ・議案は原則として委員会に付託されます。
- ・委員会付託を省略した場合はこの場で、議会として賛成か反対かを決めます。

委員会

議案説明→質疑→意見表明→採決

総務委員会／保健福祉委員会／建設環境委員会／文教委員会／
議会運営委員会／特別委員会

・議案について審査を行い、委員会として議案に賛成か反対かの態度を決めます。

本会議

委員長報告→質疑→討論→採決→閉会

- ・委員会の審査結果を報告します。
- ・報告された内容について議員が質疑を行います。
- ・議員が議案等について意見を述べます。
- ・議案等について、議会として賛成か反対かを決めます。

監査

監査委員

🔍 wb 437

📍 監査事務局 ☎ 03-5654-8487

監査委員は、区の財務に関する事務の執行などの監査をする機関です。

住民監査請求

🔍 wb 438

📍 監査事務局 ☎ 03-5654-8487

財務に関し違法・不当な職員の行為があると認められる場合には、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を請求できます。






人権

人権

男女平等推進センター **wb 439**

人権推進課 立石5-27-1 ウィメンズパル内
☎03-5698-2211  72ページ

男女平等意識の普及や啓発のために、講座・講演会や情報誌の発行、情報の収集・発信や自主学習、交流の場を提供しています。また、女性のための相談やLGBTs相談(74・75ページ)を実施しています。

女性のための相談では、来所相談時の一時保育(要予約・無料)を実施しています。相談希望日の3日前

【施設使用料金】

施設など	使用単位	午前	午後(1)	午後(2)	午後(全)	夜間	全日
		午前9時～正午	午後1～3時	午後3時30分～5時30分	午後1時～5時30分	午後6時～9時30分	午前9時～午後9時30分
視聴覚室		500円	400円	400円	800円	900円	1,800円
学習室		300円	200円	200円	400円	500円	1,000円
調理実習室		200円	150円	150円	300円	400円	800円
多目的ホール		2,000円	1,400円	1,400円	2,800円	3,000円	6,300円
会議室	洋室A	500円	300円	300円	600円	700円	1,500円
	洋室B	200円	150円	150円	300円	300円	700円
	洋室C	200円	150円	150円	300円	300円	700円
	洋室D	500円	400円	400円	800円	900円	1,800円
	和室	400円	300円	300円	600円	700円	1,400円

上記料金は、男女平等社会の推進のために学習・活動を行う場合の料金です。

それ以外の目的で使用する場合の料金や、利用方法など詳しくはお問い合わせください。

人権について **wb 440**

人権推進課 ☎03-5654-8148

1948年12月10日、国際連合総会において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という「世界人権宣言」が採択され、この日を記念し、毎年12月10日が「人権デー」と定められました。わが国では、毎年12月4日～10日を「人権週間」として、人権意識の高揚、啓発に取り組んでいます。しかしながら、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する差別や偏見、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題が依然として存在しています。このように、日常生活の中に潜むあらゆる人権侵害について、考え、見つめ直していくことが必要ではないでしょうか。

同和問題 **wb 441**

人権推進課 ☎03-5654-8148

同和問題(部落差別)は、封建時代の身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、現在もなおさまざまな形で現れている重大な人権問題です。人は自分の意志で生まれるところを選ぶことはできません。にもかかわらず、同和地区(被差別部落)の出身という理由でさまざまな差別を受け基本的な人権を侵害されている人々がいます。このような差別を同和問題(部落差別)といいます。同和問題に関する差別意識については、解消に向けて進んではいるものの、今なお同和地区出身という理由で、結婚を妨げられたり、就職で不利な扱いを受けたりするなど、依然として根深く存在しています。また、差別を助長するような落書きやインターネットに悪質な書き込みをするなどの差別行為も発生しています。

区では、令和2年3月に「葛飾区人権施策推進指針」を改定し、同和問題などさまざまな人権課題の解決をめざしています。今後も区民の皆さんの基本的人権を確立するため、人権課題の正しい理解と認識を深めていただくことを目的とした啓発事業や人権尊重教育の充実などに取り組んでいきます。

人権

